

18監査公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成18年2月2日

福岡市監査委員	浜田一雄
同	鬼塚敏満
同	竹本忠弘
同	福田健

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

第1 監査の種類，対象及び区分

1 出資団体監査

- (1) 株式会社福岡市民ホールサービス（事務監査）
- (2) 株式会社博多座（事務監査）
- (3) 財団法人福岡市女性協会（事務監査）

2 財政援助団体監査

- (1) 福岡市立学校職員互助組合（事務監査）
- (2) 社団法人福岡貿易会（事務監査）

第2 団体の概要及び監査の結果等

（出資団体監査）

監査は、出資に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 株式会社福岡市民ホールサービス

(1) 団体の概要

- ア 資本金 1,000万円(平成17年6月30日現在)
- イ 設立年月日 昭和38年10月8日
- ウ 設立の目的 地域文化の振興，発展に寄与することを目的とする。
- エ 事業内容 (ア) 催物の企画，誘致，斡旋
(イ) 舞台の組立，解体，照明，音響等舞台の使用に関する一切の業務
(ウ) 舞台に関する諸プランと企画製作に関する業務
(エ) 前各号に附帯関連する各種の事業
- オ 役員及び職員数 役員13人，職員181人(平成17年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち500万円（出資率50%）を出資している。また、福岡市は各市民センターの管理運営等の委託を行い、その委託料総額は平成16年度において3億1,026万4,500円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は6人で派遣はない。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成14年10月から同17年9月まで

実施期間 平成17年9月5日から同年9月28日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 株式会社博多座

(1) 団体の概要

ア 資本金 11億2,500万円(平成17年6月30日現在)

イ 設立年月日 平成8年7月5日

ウ 設立の目的 演劇の鑑賞と発表の場を提供することにより、福岡市における演劇文化の振興を図り、もって地域文化の発展に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 演劇の興行

(イ) 劇場施設の維持・管理

(ウ) 食堂の経営および食品、清涼飲料水、酒類、書籍、玩具、装身具、写真、たばこの販売

(エ) 演劇に関する情報の提供

(オ) 前各号に付帯し、または関連する一切の業務

オ 役員及び職員数 役員18人、職員38人(平成17年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記資本金のうち3億円(出資率26.7%)を出資している。また、管理運営業務等の委託を行い、その委託料総額は平成16年度において2億6,287万7,749円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は2人、兼務は2人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年10月から同17年10月まで

実施期間 平成17年9月5日から同年10月7日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

3 財団法人福岡市女性協会

(1) 団体の概要

ア 基本財産 1,000万円(平成17年6月30日現在)

イ 設立年月日 昭和63年8月1日

ウ 設立の目的 男女共同参画の推進に関する事業を実施し、及び市民等による取組を支援することにより、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

エ 事業内容 (ア) 講座、講演会、研修会等の開催

(イ) 各種相談

(ウ) 女性問題に関する調査研究及び広報、啓発

(エ) 施設の管理運営に関する受託業務

(オ) その他この法人の目的を達成するために必要な業務

オ 役員及び職員数 役員14人、職員26人(平成17年7月1日現在)

(2) 福岡市との関係

福岡市は、上記基本財産の全額を出資している。また、運営事業費として平成16年度に1億9,000万7,386円の負担金を交付している。また、管理運営業務等の委託を行い、その委託料総額は平成16年度において9,908万2,060円となっている。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の派遣は12人、兼務は7人である。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年10月から同17年10月まで

実施期間 平成17年9月5日から同年10月4日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

(財政援助団体監査)

監査は、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかを主眼として、諸帳簿等関係書類を抽出により検査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

1 福岡市立学校職員互助組合

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和31年7月1日

イ 設立の目的 福岡市立学校職員の福利厚生増進及び研修による資質向上を互助することを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 療養補助金の給付
(イ) 死亡弔慰金の給付
(ウ) 入学祝金の給付
(エ) 障害見舞金の給付
(オ) 災害見舞金の給付
(カ) 積立払戻金の給付
(キ) 結婚祝金の給付
(ク) 出産見舞金の給付
(ケ) 育児休業見舞金の給付
(コ) 生活資金の貸付
(サ) 研究研修のために要する費用の貸付
(シ) 研修による資質向上に関する事業
(ス) 団体生命保険取扱に関する事業
(セ) 教職員相談室に関する事業
(ソ) その他福利増進に関する事業

エ 役員及び職員数 役員21人、職員5人(平成17年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、運営事業の助成として、平成16年度に1億7,520万6,373円の交付金を交付している。

なお、上記役員及び職員数のうち、福岡市職員の兼務は6人で派遣はない。

(3) 監査の区分、対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年4月から同17年9月まで

実施期間 平成17年9月14日から同年9月15日まで

(4) 監査の結果

監査の結果、特に指摘する事項はなかった。

2 社団法人福岡貿易会

(1) 団体の概要

ア 設立年月日 昭和49年12月7日

イ 設立の目的 福岡地区及び周辺経済圏の貿易を振興し、地域経済の発展を図ることを目的とする。

ウ 事業内容 (ア) 貿易情報及び貿易資料の提供
(イ) 貿易に関する講演会、懇談会、説明会等の開催
(ウ) 海外視察団の派遣または招へい
(エ) 外国航路及び貿易関係機関の誘致等、貿易環境整備を推進する運動
(オ) アジア経済交流センターにかかる事業
(カ) その他、目的を達成するために必要な事業

エ 役員及び職員数 役員38人、職員3人(平成17年7月1日現在)

(2) 福岡市からの財政援助等

福岡市は、福岡貿易会事業及びアジア経済交流センター事業の助成として、平成

16年度に7,353万4,381円の補助金を交付している。

なお，上記役員及び職員数のうち，福岡市職員の派遣は2人，兼務は2人である。

(3) 監査の区分，対象期間及び実施期間

(事務監査)対象期間 平成13年1月から同17年10月まで

実施期間 平成17年10月7日

(4) 監査の結果

監査の結果，特に指摘する事項はなかった。